

「オリサストロビン」、「クロチアニジン」、「ジクロシメット」及び「テフリルトリオン」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「オリサストロビン」及び「ジクロシメット」については平成19年12月26日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、「クロチアニジン」については平成20年1月7日付けで農薬チアメトキサムの残留基準の見直しに伴う基準値改正の要請があった旨、「テフリルトリオン」については平成19年12月26日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

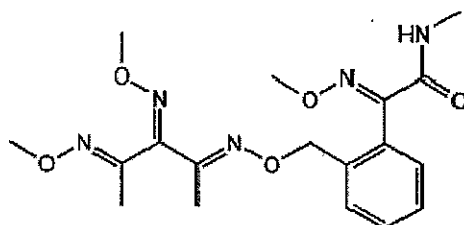
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) オリサストロビン

本薬は殺菌剤である。平成20年1月現在、稲に登録があり、米について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、魚介類への残留基準の設定要請がなされている。

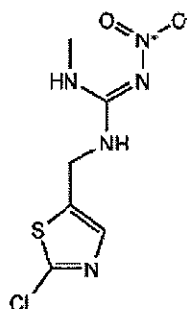
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) クロチアニジン

本薬は殺虫剤であり、平成20年1月現在、稲、すいか等に登録があり、米、すいか等について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、農薬チアメトキサムの残留基準の見直しに伴う基準値改正が要請されている。

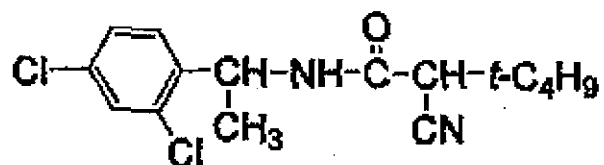
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(3) ジクロシメット

本薬は殺菌剤であり、平成20年1月現在、稲に登録があり、米について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、魚介類への残留基準の設定要請がなされている。

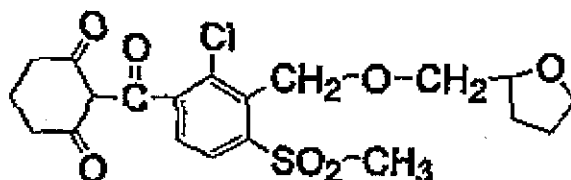
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(4) テフリルトリオン

本薬は除草剤であり、今回、新たに水稻への適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。